

## 徳島県こども計画（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年11月29日（金）から令和7年1月5日（日）までに「徳島県こども計画（素案）」について、パブリックコメントによりご意見を募集したところ、19名の方から43件の御意見をいただきました。寄せられた御意見に対する県の考え方は次のとおりです。

| 番号 | いただいた御意見の趣旨                                                                                                                                                      | 御意見に対する県の考え方                                                                                                    |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 徳島県が子ども達の将来に向けて、良質の教育を提供する。                                                                                                                                      | 本計画において、様々な取組を推進するとともに、徳島県教育振興計画と連携して、学校教育の取組を推進して参ります。                                                         |
| 2  | 地域社会全体で子ども達を育てる。                                                                                                                                                 | 本計画において、基本理念として掲げている「こどもまんなか とくしま」の実現に向けて、地域社会全体で、こども計画を推進して参ります。                                               |
| 3  | 徳島県が小児科専門の女性医師の育成を行う。                                                                                                                                            | 持続可能な医療提供体制の維持に向けて、御意見のありました小児科医はもとより、本県で従事する医師の更なる養成・確保に向けた取組を進めて参ります。                                         |
| 4  | 保育料無償化を検討されているというニュースを見ました。ご検討において所得制限の撤廃は是非ともお願い申し上げます。                                                                                                         | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                                    |
| 5  | 「こどもも子育て当事者も幸せを実感できる社会」という考え方がいいと思う。                                                                                                                             | 基本理念である「すべてのこどもが笑顔になれる『こどもまんなか とくしま』～こどもも子育て当事者も幸せを実感できる社会へ～」の実現に向け、こどもや子育て当事者の意見を反映したこども施策を推進して参ります。           |
| 6  | 児童館を作ってほしいです。                                                                                                                                                    | 「こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進」において、児童館について記載しており、多くのこども・若者の居場所になっている児童館について、施設整備への補助等に取り組んで参ります。                      |
| 7  | 学童支援員の正規雇用枠をもっと増やしてほしいです。                                                                                                                                        | 「こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進」において、放課後児童支援員について記載しており、待機児童の解消や安定的な放課後児童クラブ運営を図るため、放課後児童支援員の人材確保・育成等に取り組む市町村を支援して参ります。 |
| 8  | こどものいる場所（特に家庭内など）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底が必要です。都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、こどもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。 | 「こどもの安全・安心の確保」において、受動喫煙の防止について記載しており、すべての人が安全で安心して暮らせる環境づくりを推進して参ります。                                           |

| 番号 | いただいた御意見の趣旨                                                               | 御意見に対する県の考え方                                                                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | こども食堂等の取組を通じた困窮するこどものためのより積極的な支援を計画に含める方がいいのではないかな。                       | 「こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進」において、こども食堂について記載しており、地域でこどもたちが安全に安心して過ごせるよう推進して参ります。                                 |
| 10 | スクールカウンセラー等は各学校で常設にする必要があるのではないかな。                                        | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                                 |
| 11 | 本計画におけるこどもの年齢を問わないという趣旨は理解できるが、例えば、県内在住の大学生等への支援はどのように捉えられるのか。            | 「こども施策」には、「こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策」が含まれますので、県内在住の大学生等への支援についても、本計画の対象としております。                         |
| 12 | 「官民連携による結婚支援（39頁）」について、本計画にこれを含めた場合、「こども計画」という趣旨がかなり曖昧になるのではないかな。         | 「こども施策」には、「子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援」が含まれますので、結婚したい方の希望を叶える支援についても、本計画の対象としております。 |
| 13 | こどもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3助成）の予算化を、県と市町村でご検討をいただいてはどうでしょうか。   | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                                 |
| 14 | 徳島県こども計画と以前までの徳島県のこども政策とどう違っているのか、具体的に知りたい。そして、資料にある、言葉一つひとつに具体性が必要だと思った。 | 本計画は、こども基本法及びこども大綱に基づき、こども施策を総合的に推進する新たな計画であり、具体的な取組は、工程表として追加しております。                                        |
| 15 | 若者たちの活動を助成する資金をご用意いただけると、それぞれの得意を活かした活動で社会作りをさせていただきます！                   | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                                 |
| 16 | こども・若者から意見を聴く際に、QRコードから意見投稿ページに直接飛べるようにして欲しい。                             | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます、こども・若者が意見を表明しやすい環境整備に努めて参ります。                                    |
| 17 | 今のこどもたちが幸せに感じる価値観はそれぞれだからこそ、幸せの定義をしっかり聞く、大人の議論だけでは決めない、それが必要だと感じました。      | 本計画では、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることとしております。                                  |

| 番号 | いただいた御意見の趣旨                                                                        | 御意見に対する県の考え方                                                                          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 18 | 計画についてやさしい版としてまとめられているのが良い。                                                        | すべての人にわかりやすい「やさしい版」により、計画策定後も周知を図って参ります。                                              |
| 19 | こどもの権利の31条の休息の部分が十分ではないと思いました。こどもたちに、「疲れた時には休んでいいんだよ」と休息の権利があるんだよと伝える言葉がほしいと思いました。 | 「こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発」において、こどもの権利について記載しており、こども・若者が権利の主体であることについて、広報、啓発等を推進して参ります。 |
| 20 | こどもの居場所として、電話やネットで繋がれる「チャイルドライン」の情報を1人1台の端末に掲載してほしい。                               | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                          |
| 21 | 障がい児だけでなく、障がいを持つ親が子育てをするための視点（支援施策）があればいいと思います。                                    | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                          |
| 22 | すべてのこどもたちへの「包括的性教育」の実施を望みます。                                                       | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                          |
| 23 | こどもたちが持っている端末への「チャイルドラインの情報」の掲載を望みます。                                              | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                          |
| 24 | こどもの権利救済を行なう第三者機関「こどもオンブズパーソン」の設置を望みます。                                            | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                          |
| 25 | 情報リテラシー教育の充実（情報機器を扱うにあたり、事件に巻き込まれないように、今後自分である程度正しい判断できる能力を身に付けてほしい）               | 「こどもの安全・安心の確保」において、インターネットの安全利用について記載しており、こどもが安全安心にインターネットを利用できる環境整備を図って参ります。         |

| 番号 | いただいた御意見の趣旨                                                                                                                                                                                                                             | 御意見に対する県の考え方                                                          |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 26 | <p>性・いのちの教育の充実（性犯罪、性加害が減少しない中、また居場所がない子どもたちのパパ活等、自分の体についての知識が乏しく、もっと自身のからだや命を大切に、将来後悔しないように。知っているのと知らないとは大違いで、もしもの状況に陥った場合でも正しい判断ができるよう最低限の知識を得てほしい。また表面的な教育ではなく具体性のある教育を望みます）</p> <p>その年代に応じたすべてのこどもに、また学校や地域で教育に差がでないようにしていただきたい。</p> | <p>いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>                   |
| 27 | <p>「乳幼児から生まれながらに権利の主体です」この文言が、素晴らしいです。言い切ってるのもいいと思います。このまま残してください。</p>                                                                                                                                                                  | <p>該当する文言については引き続き記載するとともに、こども・若者が権利の主体であることについて、広報、啓発等を推進して参ります。</p> |
| 28 | <p>社会の意識を変えるには、ハンドブックだけでは効果が出にくいと思います。「こどもの権利」について詳しい民間団体（例：CAP・セーブザチルドレン等）を外部講師として学校に呼び啓発するのが良いと考えます。次の■にもありますが、「社会全体」での啓発が必要です。もちろん教職員もですが、公民館等での講座開催もしてほしいです。</p>                                                                    | <p>いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>                   |
| 29 | <p>「規範意識」はどんなことを指しているのでしょうか？即座に「会津若松の什のおきて」を想像しました。「規範意識」に対しての注釈、ある削除をお願いします。誤解される文言です。</p> <p>自分の権利を守るために、他者の権利を奪う侵害するのはよくないことで、他者の権利を奪う侵害しないで自分の権利を守る方法を身に付けることが大事だと思います。</p>                                                         | <p>いただいた御意見の該当箇所につきましては、第3回とくしまこども未来会議の委員の意見を踏まえ、修正しております。</p>        |
| 30 | <p>不当な偏見・差別をなくすため、人権教育や啓発、相談等を推進します。とありますが、この太線部分に「性教育」を入れるのがベターだと考えます。人権教育だと、幅が広すぎるので、「性教育」「性についての悩み相談」とここでは細かい表記が必要だと考えます。</p>                                                                                                        | <p>いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>                   |
| 31 | <p>施策の方向（2）－①②には「アドボケイト」の存在が表記されていません。こどもが意見を言い出せる環境づくりのためにも、各学校にアドボケイトを派遣すると明記が必要だと考えます。</p>                                                                                                                                           | <p>「こどもの権利擁護の強化」において、アドボケイトについて記載しており、こどもが意見を表明しやすい環境整備を推進して参ります。</p> |

| 番号 | いただいた御意見の趣旨                                                                                                                                                                         | 御意見に対する県の考え方                                                                                   |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32 | 校則の見直しは期限を決めたほうがいいと思います。中学高校は3年間しかありません。その間に意見を出し、対話し、まとめ、新しい校則を作る、そして新しい校則を实践して、不具合あればやり直す・・・そしてこどもにとって一番いい校則をめざす。その過程におこる体験は今後のこどもの成長に必要なだと考えます。この成功体験が民主主義の発展のためにも必要な取り組みだと思います。 | 令和11年度までに公立学校における生徒主体の校則見直し実施率100%を目指すことをKPIとして設定し、毎年1回以上の校則見直しを推進して参ります。                      |
| 33 | 通学区域性の見直し等、「こどもに関わることには、必ずこどもの意見や気持ちを聴いてから、それを反映した制度を作る」と明言してほしいと思います。おとなが勝手におとなだけで決めないことを願いこの文言の追加をお願いします。                                                                         | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                   |
| 34 | こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になり得るものであり・・・この太字下線の文言は素敵です。何もしなくても否定されないこどもの居場所ができることを望みます。                                                                   | どの場所を居場所と感じるかどうかは本人が決めるものであるという前提の下、こども・若者の声を聴きながら、よりよい居場所づくりを推進して参ります。                        |
| 35 | 児童館、公民館、図書館等の社会教育施設がこども若者の居場所になるなら、災害の時もその施設が避難所として使えるように整備してほしいです。放課後児童クラブ運営のために施設整備を図るなら、学校の空き教室が使えるようにしてほしいです。こどものために遠慮せずにけがせずに遊べる広い空間が必要です。                                     | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                   |
| 36 | もう少し具体的に、例えば農業が多い地域では農作業の手伝いをするとか、他にも地域のおとなが学校に入り、一緒にスポーツ、文化、芸術を楽しむ体験を文言に入れてほしいです。                                                                                                  | 「こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進」において、多様な交流や体験活動について記載しており、学習やスポーツ、文化や芸術等に触れる様々な機会や体験活動の充実を図ることとしております。 |
| 37 | 外国青少年の受け入れは、素晴らしいと思いますが、そのためには地域のおとなの理解が不可欠です。文化、習慣の違いを知り、相手の国をリスペクトするおとなのための研修が必要です。そのような文言の追加をお願いします。                                                                             | 「こどもの居場所づくり、遊びや体験活動等の推進」において、外国青少年について記載しており、地域ぐるみでの国際交流を図って参ります。                              |
| 38 | 「SOSの出し方」や命の大切さに係る教育の実施とありますが、この実施に民間団体と連携し、地域でこどもを見守る体制を作る等の文言の追加をお願いします。これはいじめだけでなく、虐待の早期発見、予防のためにも必要です。                                                                          | 「いじめ・不登校等への対応と支援」において、SOSの出し方等について記載しており、民間団体等と連携強化を図りながら支援を実施して参ります。                          |

| 番号 | いただいた御意見の趣旨                                                                                                                                                                                                                                                  | 御意見に対する県の考え方                                                                                       |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 39 | 障がいのあるこどもが、地域の学校に通えるのが当たり前になるような施策にしてほしいです。こどもは地域で育てるもの、いろんなこどもがいるとわかるのは一緒に学校に通っているからこそ、理解できると思います。                                                                                                                                                          | 「障がいのあるこどもへの支援」において、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの実現について記載しており、ポジティブ行動支援の推進や教職員の専門性向上に関する取組の充実を図って参ります。 |
| 40 | こどもたちが教育の場で包括的に性教育を学べるようにしてください。こどもたちが、自分を守り、また、他者を大切にするために、徳島県でも小学校から高校まで継続的で包括的な性教育が必要だと考えます。                                                                                                                                                              | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                       |
| 41 | 性暴力防止「生命の安全教育」を小中高各学年での実施時間数の確保をしてください。こどもたちを守るためにも教職員が率先して性を学ぶ時間の確保も必要です。                                                                                                                                                                                   | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                       |
| 42 | 部活の地域移行を進めるにあたり、公平な環境で生徒が自ら選び競技に集中できる環境を整えて欲しいです。                                                                                                                                                                                                            | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                       |
| 43 | インクルーシブ教育や健常児や障害児も共に過ごすよう支援することも必要と思います。しかし、共生や変化が多い生活を望まない生徒もいます。放課後等デイサービスや短期入所の強度行動障害に特化した専門的な知識のある職員による少人数の事業所の開設をお願いします。放課後等デイサービスの利用が強度行動障害の加算をとっているところを利用してききましたが、断られます。預入先がない限り、ヤングケアラーとして相談や話を聞いてもらっても解決しません。徳島県内の障がい者の保護者・兄弟児のため短期入所の受入れ先を増やしてほしい。 | いただきました御意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。                                                       |